

介護事業所・施設の
・サービスの質の向上
・職員の負担軽減
の一助に！

令和 8 年度青森県介護事業所 スポットワーク活用支援事業費補助金

青森県健康医療福祉福祉部 高齢福祉保険課 介護事業者グループ

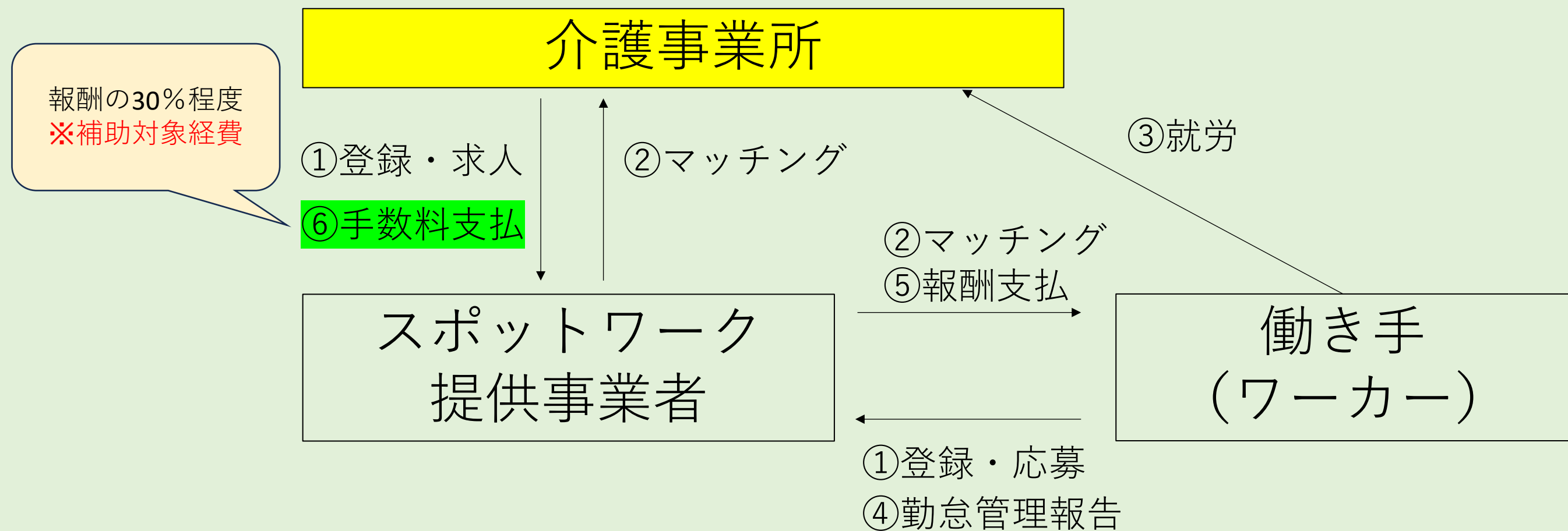
■ スポットワークとは？

- ・ 短時間・単発の就労を内容とする雇用契約で働くこと

■ スポットワーク提供事業者とは？

- ・ スポットワークサービスを提供する事業者のこと

■ スポットワークの仕組み



■補助対象経費

スポットワークサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価としてスポットワーク提供事業者支払った手数料。
※はじめてスポットワークサービスを利用する業務に限る。

■補助基準額

1 法人当たり 20 万円

■補助率

1 / 2

※ 1 法人当たりの最大補助額は 10 万円

例えば・・・

法人全体で支払った報酬が 20 万円、手数料 30 % の場合、

手数料：200,000 円 × 30 % = 60,000 円

補助額：60,000 円 / 2 = 30,000 円

※補助額に消費税・地方消費税・振込手数料は含まない。

■補助対象事業所・施設

区分	介護サービスの種類
介護保険施設	・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院
指定居宅サービス	・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 特定施設入居者生活介護
指定地域密着型サービス	・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ （看護）小規模多機能型居宅介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護
居宅介護支援サービス	・ 居宅介護支援

■ 交付申請期限

令和8年12月28日（月）

※予算上限に達し次第、申請受付を締め切ります。

■ 交付申請方法

青森県電子申請・届出システムによる申請

申請フォームはこちら⇒⇒



■ お問い合わせ先

青森県健康医療福祉部 高齢福祉保険課 介護事業者グループ

TEL：017-734-9297 FAX：017-734-8090

Mail:kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp

URL：https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/spotwork_hojokin.html

※お問い合わせは、県ホームページに掲載している質問票をメールで送信ください。

■補助事業スケジュール



■

(参考) 補助対象として想定される業務

無資格で可能	配膳・下膳	食事運び、食器片づけなど
	清掃	居室・共用部・トイレ・浴室の清掃など
	洗濯・リネン交換	洗濯物回収、仕分けなど
	物品補充	おむつや備品の補充整理など
(職員とペアなど) 条件付きで可能	フロア見守り	転倒防止の声掛けや観察
	レクリエーション補助	体操参加の声掛け、道具準備など
	移動の付き添い	トイレや食堂などへの誘導 (ただし直接介助は除く)
	ベッドメイキング	職員とペアで実施
有資格者※	食事介助	見守り付きで実施可能
	排泄介助	軽度者中心でペア対応なら可能
	入浴介助補助	洗身補助や誘導など

※単独対応や重介護は補助対象外とする。